

所沢市学校給食用物資納入業者に 関する手引き

目次

I 学校給食の概要

- 1. 学校給食の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 調理方式の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II 所沢市の物資の購入

- 1. 業者の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2. 食品の購入・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3. 物資の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

III 書類審査及び見積合わせ

- 1. 年間対象物資の審査について・・・・・・・・・・ 5
- 2. 学期対象物資の見積合わせ及び見本審査について・・・・・・・・・・ 7

IV 発注・納品・支払い

- 1. 発注・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2. 納品・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3. 支払い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

V 資料・様式集

- 資料1 所沢市学校給食用物資納入業者指定基準・・・・・・・・・・ 1 2
- 資料2 学校給食用食材の原材料・製品等の保存基準・・・・・・・・・・ 1 4
- 資料3 配送先一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
- 様式第1号 所沢市学校給食用物資納入業者指定申請書・・・・・・・・・・ 1 6
- 様式第2号 営業経歴書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8
- 様式第3号 所沢市学校給食用物資納入業者指定証・・・・・・・・・・ 1 9
- 様式第4号 所沢市学校給食用物資納入業者指定取消通知書・・・・・・・・・・ 2 0
- 様式第5号 所沢市学校給食用物資納入業者指定辞退届・・・・・・・・・・ 2 1
- 様式第6号 所沢市学校給食用物資納入業者指定変更届・・・・・・・・・・ 2 2

I 学校給食の概要

1. 学校給食の目的

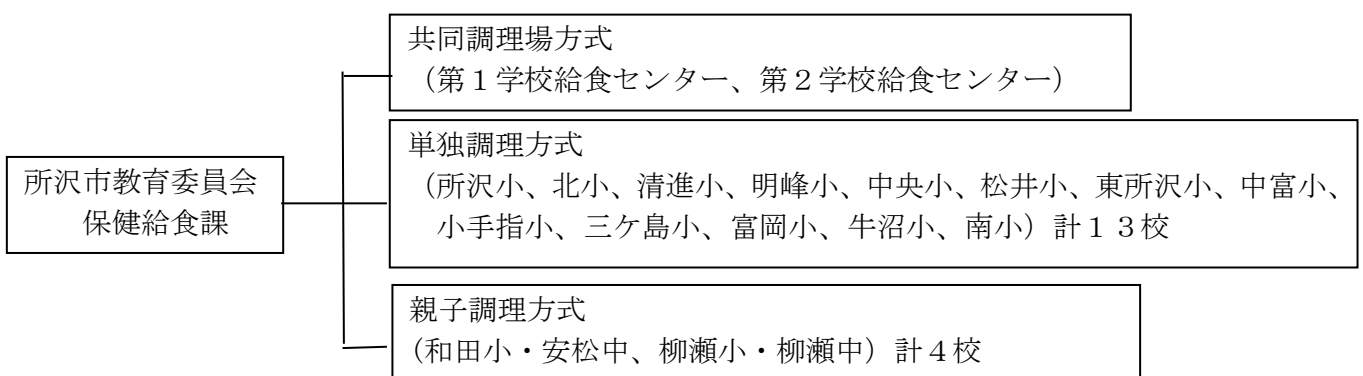
学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図るとともに、毎日の食事をとおして、好ましい人間関係を築く場でもあり、児童生徒の生涯にわたる健康で充実した生活を送る能力を身につけさせる上で重要な役割を担っています。

また、学校において食に関する指導を効果的に進めるために、給食の時間はもとより、各教科や特別活動において生きた教材として活用されています。

○学校給食の目的（『学校給食法』 第2条）

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

2. 調理方式の概要



所沢市の学校給食は各施設により献立作成、調理、提供しています。

Ⅱ 所沢市の物資の購入

所沢市の物資の購入の目的は、「安全・安心な食材を安価で購入」です。

1. 業者の選定

限られた予算の中で、給食をおいしく安全に作るために、良心的で信頼のおける業者を「所沢市学校給食用物資納入業者指定基準」（資料1）より選定しています。

（1）所沢市の学校給食用物資納入業者指定申請書類 【提出先：教育委員会保健給食課】

書類名	備考
①申請書【様式第1号】	所沢市学校給食用物資納入業者指定申請書
②営業概要または 営業経歴書【様式第2号】	営業経歴がわかるものであれば書式は任意。必要な方は【様式第2号】を使用してください。
③納税証明書 (コピー可)	法人税又は市民税の滞納がないこと
④食品衛生監視票	申請日以前12か月以内のもの。（一年以内に立ち入り検査を受けていない場合は保健所に連絡をし、検査を受けて提出をしてください。後日提出も可）

（2）物資取り扱い業者の視察

- ・提出された申請書に基づき環境、衛生、営業状態を視察します。
- ・申請時以外の時でも、業者視察を行います。

（3）審査の結果、適格業者として判定した場合は、所沢市の学校給食用物資納入業者として指定し、「所沢市学校給食用物資納入業者指定証」（様式第3号）を送付します。

（4）指定の取り消し

① 次のようなことが発生した場合は、所沢市学校給食用物資納入業者指定取消通知書（様式第4号）により指定を取り消します。

- ・法規または監督庁の命令により業務の執行を停止されたとき。
- ・納入及び納入物資に異物混入等のトラブルが多い場合、や8ページに記載されている2. 納品（1）から（3）の事項が守れない場合が多発し、指導や業者視察等を行っても、その後の改善が見られないとき。
- ・所沢市学校給食用物資納入業者指定基準（資料1）の各号に掲げる基準を満たさなくなったとき。
- ・申請内容に虚偽があったとき。
- ・以上の事項ほか、教育委員会が不適当と認めたとき。

② ①に掲げる事項により指定を取り消された場合は、次回の指定業者登録に係る申請（2年間）を行うことはできません。

③ 指定業者として登録している期間中に、登録を取り消したい場合は、所沢市学

校給食用物資納入業者指定辞退届（様式第 5 号）を提出していただきます。

（５）指定内容の変更

登録申請時の内容（営業内容、商号または名称、代表者名または代表者の役職名、支払い口座等）に変更が生じた場合は、速やかに納品先の学校給食センター及び単独親子方式調理校に所沢市学校給食用物資納入業者指定変更届（様式第 6 号）を提出していただきます。

2. 食品の購入

原則的には所沢産、埼玉県産、国産、輸入品の順に優先して購入します。

また、所沢市では、地元農業の振興と教育的意義の観点から地産地消を推進しており、学校給食の食材として地場産の食材を導入しております。

- （１） **特に重篤なアレルギーを引き起こしやすい下記の食品**については、給食では使用しません。メーカーでの製造工程や納品過程での混入がないように、厳重に注意してください。

そば・キウイフルーツ・びわ・バナナ・たらこ・いくら・落花生（ピーナッツ）・カシューナッツ・くるみ・松の実・アーモンド・ヘーゼルナッツ・マカダミアナッツ・ピーカンナッツ・ブラジルナッツ・ピスタチオ

- （２） 不必要な食品添加物（着色料、保存料（防腐剤）、漂白剤、発色剤等）が添加された食品、遺伝子組み換え食品、内容表示、消費期限又は賞味期限・製造業者・原産国等が明らかでない食品、使用材料の内容が明らかでない半加工品・加工品等は使用しません。
- （３） 半加工品・加工品は、内容配合の他に製造工程の提出されている食品のみ使用します。
- （４） 野菜、果物については、給食センターは月に 1 回、見積合わせを行います。また、旬の地場産野菜を優先的に購入しています。
- （５） 所沢産茶葉を使用した飲用のお茶を導入しています。
- （６） 牛肉は、国産の交雑種を購入します。納品時には、生産履歴証明書または個体識別番号の提出をお願いしています。
- （７） 台風等の災害や感染症等で急な休校や欠食が生じた場合、キャンセルのできない食材代は、お支払いしますが、処分料はお支払いできません。

3. 物資の選定

所沢市では、幅広く、詳細な審査による物資を適正な価格での購入等を勘案した選定方法を行っています。

- (1) 「所沢市物資規格書」に基づき、学校給食年間対象物資書類審査及び見本審査を行い、年間を通して使用する物資を複数銘柄（メーカー）選定します。結果は「所沢市学校給食年間使用物資一覧表」にて通知します。
- (2) 所沢市年間対象物資の有効期間は、2年間となります。
書類審査で提出していただく食品規格書の内容が、有効期間（2年間）内に変更になった場合は速やかに再提出してください。
＊この食品規格書は、食物アレルギーの児童生徒用配付資料となります。
- (3) 所沢市年間対象物資となった食品を季節や料理などを考慮して、翌学期分の使用物資見積合わせで価格選定します。有効期間は、対象学期分です。結果は、「所沢市学校給食物資確認書」で通知します。
- (4) 学期の契約途中で倒産や食品偽装など不具合が生じた場合、また、天候不良等のやむを得ない事由により、食材料の納入ができない場合は、当該食材料の見積合わせ・及び見本審査の実施時に次点で合格している食品が見積合わせ時と同条件で納品が可能な場合には次点事業者を新たな購入事業者として決定します。
- (6) 見積依頼書の配布・見積書の提出は、担当の給食センター及び保健給食課になります。

Ⅲ 書類審査及び見積合わせ

1. 年間対象物資の審査について

目的は、所沢市の学校給食で使用する物資の安全を確保するため、原材料の内容及び産地、食品添加物等や遺伝子組み換えの有無、アレルギー食材の把握を行うものです。

(1) 書類審査

- ① 書類審査する物資は、所沢市物資規格書に適合したものが対象です。よく確認のうえ指定した期日までに保健給食課に提出をしてください。**提出できる規格書は1食品につき2点まで**となります。
- ② 書類審査する物資は、すべてに「食品規格書」が必要です。
- ③ 「食品規格書」には、下記の項目を記入してください。
 - ・ 原材料名
 - ・ 配合割合
 - ・ 原料・原産地
 - ・ 食品添加物の用途
 - ・ 遺伝子組み換えの有無
 - ・ アレルギー由来食品
 - ・ X線または金属探知機の有無
 - ・ 漂白剤の使用の有無
 - ・ 納品状態
 - ・ 内容量、容器・包装形態
 - ・ 注文時最小単位
- ④ その食品の責任のある納品業者名・包装に明記されている業者名・製造業者名を記入し、納品業者名については必ず押印して提出してください。
- ⑤ 「食品規格書」に併せて下記のことを添付してください。
(最新5年以内のもの)
 - ・ 国内での残留農薬検査証明書・大腸菌群陰性の証明・理化学検査書（添付必要の記載があるもののみ）
 - ・ 製造工程表（様式は会社独自のもので可）
- ⑥ 配合割合が社外秘である場合でも、アレルギー把握のため、アレルギーの入っている原料名は記載してください。その場合、内容は社外秘である旨を配合割合に記載してください。
- ⑦ 「食品規格書」を提出する食品の「所沢市学校給食年間対象物資書類審査一覧表」も提出してください。
- ⑧ 書類審査の可否は、栄養士が所沢市物資規格書に適合しているか否かで判断し、書類審査結果の可否を配布します。
- ⑨ 記載内容が不十分な場合は、書類の再提出、または訂正印で訂正をしていただきます。

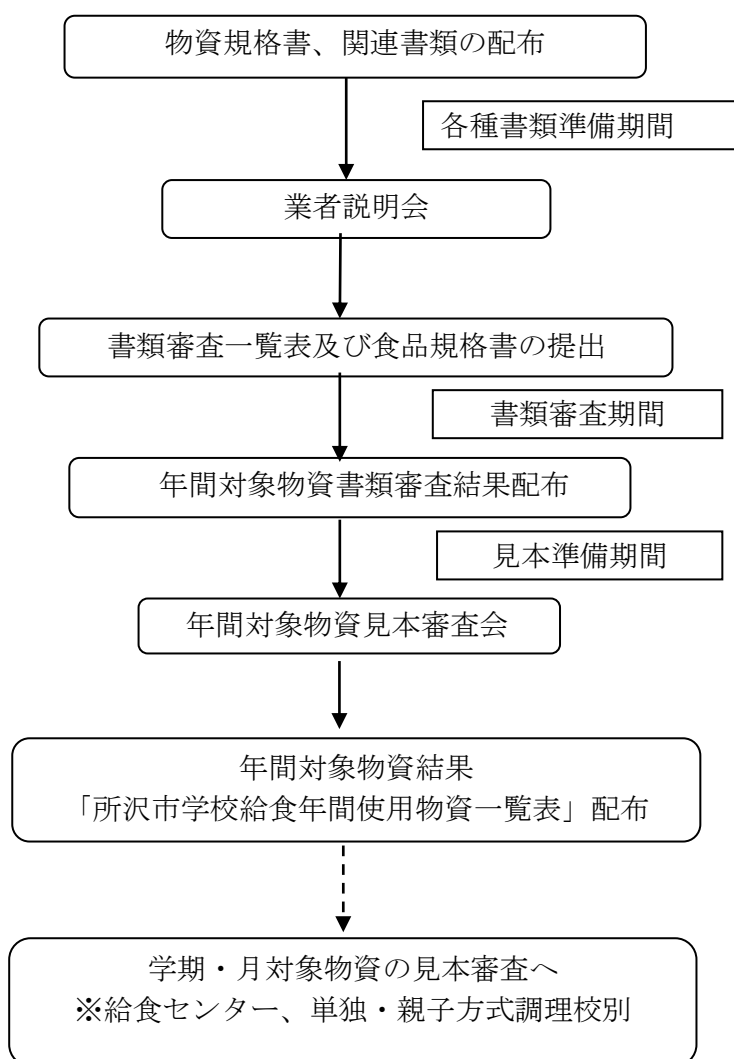
(2) 見本審査

- ① 書類審査で合格した食品で、かつ見本の必要なものについて審査します。
- ② 見本の提出量及び調理法については、書類結果の可否配布時に指示します。
- ③ 過剰な見本量や見本が必要のないものを提出した場合は返品します。
- ④ 書類審査で合格しても、味や作業性等の理由から見本審査で不合格となる場合

があります。

- ⑤ 書類審査及び見本審査の結果、年間を通して使用する物資を複数銘柄（メーカー）選定し、結果を「所沢市学校給食年間使用物資一覧表」で通知します。

年間対象物資審査の流れ



2. 学期対象物資の見積合わせ及び見本審査について

「所沢市学校給食年間使用物資一覧表」に掲載された物資は、翌学期使用分を適正価格で購入するために、見積合わせを行います。

(1) 見積合わせ

- ① 見積書は指定した日にメール又は保健給食課の窓口、給食センターで配布します。別紙で配布する「見積書の配布日及び提出日一覧表」を確認してください。
- ② 見積できる物資がある場合には、所定の欄に金額を記入し、業者名、代表者名の記入押印の上、期限までに提出をしてください。

㊥ 1袋500gの場合は、1kgの価格ではなく、1袋の価格を記入。

(〇〇円／500gや□□円／袋と記入してください)

- ③ 見積金額を記入した物資の中で配合割合表の提出を求めているものに関しては、併せて提出をしてください。合格した場合はアレルギー対応資料として使用します。
- ④ 同値の場合は再見積りを行います。再見積もり後も同価格の場合は、本市による抽選により決定をします。
- ⑤ 単独・親子調理方式校では、使用状況が少ない物資や、施設の規模等によって規格が異なる物資は、参考見積りを行います。審査後、価格変更があった場合はご連絡ください。

(2) 見本審査

- ① 見積書の見本欄に提出量及び調理法について記載がある物資については、指示に従い、指定日時に提出をしてください。
- ② 過剰な見本量や見本が必要のないものを提出した場合は返品します。
- ③ 味や作業性等の理由から見本審査で不合格になる場合があります。

(3) 結果

- ① 合格した物資は保健給食課より「所沢市給食物資確認書」にて通知します。期間、食品名、メーカー名、規格、価格を確認し、相違なければ「所沢給食物資確認書」の法人名、代表者名欄に押印後、保健給食課に提出してください。
- ② 物資の不足やメーカーの変更が生じる場合、速やかに保健給食課、及び学校給食センター、各校栄養士にご連絡をお願いします。
- ③ 実際に落札した商品を使用後、調理作業に支障が起きる等、何らかの不都合が生じた場合は、次の見本審査にはその商品が参加できない場合があります。

Ⅳ 発注・納品・支払い

1. 発注

物資の発注書は各センター、各校からメールおよびFAXで送ります。

発注書を受け取ったら、翌日中に受領確認の連絡をメールまたはFAXで送ってください。

2. 納品

(1) 納入業者の衛生管理

学校給食用物資として不適当なものを納品しないことが、食中毒等の事故防止の第一歩となります。

また施設設備の改善や運搬車設備の完備、給食用物資の取り扱い方法等につきましても、衛生管理の維持向上に最大限の取組をお願いします。

- ① 納品する際は、マスク・帽子を着用し、華美な装飾等は控え、清潔な身なりで納品してください。
- ② 従事員（配送業務従事員を含む）は、定期的（月1回）に検便を行い、検便実施報告書を月末までに保健給食課に提出してください。
- ③ 指定業者は、営業内容及びその他著しい変更が生じた場合や、従事員・従事員の家庭の中に感染性の疾病等が発生した場合は、すみやかに報告してください。

(2) 納品時の注意事項

- ① 納入する食品は、見積合わせにおいて、入札した食品であることを確認してください。
- ② 納入の際には納品書を提出してください。納品書には、事業者名、品名、納入日、数量及び金額を必ず記入してください。
- ③ 納入する際は、指定した日時を厳守し、必ず職員の検収を受けてください。

※センター対象校・親子方式中学校に直接学校に納品する食品については、必ず給食配膳員の検収を受け、直接受領印をもらってください。冷蔵品については、納品書に配送車の庫内温度を記録してください。ただし、検収が受けられない場合は、指定の場所に保管後、納品書に納品時間を記録してください。

また、給食センター・親子方式小学校へは、学校配送表等で、納品時間を報告してください。

- ④ 配送・納品する際は、適切な温度管理を行い、適切な温度で納品してください。
食品の状態によって、冷蔵・チルド品は冷蔵車、冷凍食品は冷凍車で配送・納品してください。

※納品日・納品時間は施設によって異なるため、担当栄養士とご確認ください。

- ⑤ 指定した納品日時は、必ず守ってください。指定日以外の納品や、納品日の異なるものをまとめて納品する場合は事前に栄養士に連絡をしてください。（単独・親子方式調理校など冷蔵庫の許容量の関係で、あえて日時を記入している場

合があります。)

- ⑥ 交通事情等で納品が遅くなる場合には、担当給食センター又は単独・親子方式調理校に連絡をしてください。
- ⑦ 学校配送等で、調理済み食品を配送する場合は、運搬途中に塵芥等によって汚染されないよう容器、運搬車の設備の完備に努め、**適正な温度管理で納品**してください。
- ⑧ 食品や食品の入った段ボール等は直接床やプラットホームに置かないでください。
- ⑥ 納品する食品には、内容表示、消費期限又は賞味期限、製造業者等が明記していることを確認してください。内容表示はアレルギーを確認するため小分けにした食品でも必ず確認できる書類等を提出してください。
- ⑦ 生鮮食品（野菜、果物、肉、魚等）等、納品時まで原産国及び原産地のわからない食品については、**納品時、必ず原産国または原産地を明記**してください。特に箱等で確認できないカット野菜等について**必ず確認できる書類等を提出**してください。
- ⑧ **製造年月日、ロット番号は、可能な限り同一のものを納入**してください。同一ではない食品を納入する場合は、それぞれ保存食をとる必要がありますので、前日までに栄養士までご連絡下さい。
- ⑨ 不適当な食品を納品した場合には、返品しますので、ただちに代替品を用意して納品してください。
- ⑩ 学校の敷地内は徐行です。安全運転でお願いします。

(4) その他

- ① 各調理場では、直接調理に関係のない人は、みだりに調理場に入れないことになっています。
- ② 納品以外で各調理場へお越しの際には、事前にご連絡ください。
- ③ 学校給食で使用する食品については、定期的に細菌、農薬、添加物等についての検査が義務づけられているため、当市においても検査を実施することがあります。
- ④ 異物混入があった場合は報告書を速やかに提出し、その際は学校長及びセンター長に説明をしてください。

3. 支払い

(1) 振込先について

請求書の振込先は納品を開始する際に納品先の学校にお伝えください。複数校納品先がある場合には、それぞれにお伝えください。

(2) 請求書について

請求先の学校名、請求元の名称・住所・電話番号・代表者名、請求金額を市の指定の請求書に記載をして速やかに学校に提出してください。

(3) 支払いについて

原則として毎月月末から30日以内に、指定の振込先に請求金額から振込手数料を引いた額を振り込みます。また、請求に係る消費税については円未満は切り捨てとなります。

V 資料・様式集



資料 1

○所沢市学校給食用物資納入業者指定基準

(指定の基準)

第 1 条 学校給食用物資納入業者の指定（以下「指定」という。）の基準は次のとおりとする。

(1) 立地条件

- ア 所沢市内又は配送可能な地域に営業所を有すること。
- イ 製造加工を要する学校給食用物資を納入する事業者については、所沢市内又は所沢市周辺地域に製造加工設備があること。ただし、その地域内において、製造ができない場合又は必要な学校給食用物資の調達が困難な場合については、この限りでない。

(2) 経営規模

- ア 常時営業を続けていること。
- イ 工場、販売店舗等固定した営業施設を有すること。
- ウ 輸送及び連絡を迅速かつ的確に行う設備があること。

(3) 信用状況

- ア 営業経歴が正しく、経営状況が良好であること。
- イ 食品に関する法律並びに諸規定が遵守されていること。
- ウ 引き続いて 2 年以上の営業経歴があること。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。
- エ 所沢市競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 64 年 1 月 1 日施行）第 3 条各号のいずれにも該当しないこと。

(4) 衛生状況

- ア 食品衛生監視票において 80 点以上を取得していること、あるいは同票の I の 1. 営業者の責務において 23 点以上を取得していること。
- イ 製造加工業者については材料倉庫、製品置場、冷凍冷蔵設備その他衛生上必要な設備を完備していること。
- ウ 食品の取扱い、従業員の衛生習慣が徹底されていること。

(5) 供給能力

学校給食用物資を、決められた期日及び時刻に決められた場所に納入できること。
なお、納入に関し必要な事項については、別に定めるところによる。

(指定の申請)

第 2 条 指定を受けようとする者は、所沢市学校給食用物資納入業者指定申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、指定された期限までに所沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請しなければならない。

- (1) 営業概要または営業経歴書（様式第 2 号）
- (2) 納税証明書の写し（法人税または市町村税全般）1 通
- (3) 食品衛生監視票（申請日以前 12 か月以内のもの）の写し

(申請の受付期間)

第3条 前条の申請の受付期間は、教育委員会が別に定める期間とする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合には、当該期間外にも申請を受け付けることができる。

(審査)

第4条 教育委員会は、第2条の規定による申請があったときは第1条各号に定める要件を満たしているかを審査し、適当と認めるときは教育委員会が指定をする。

2 教育委員会は、前項の審査のため必要があると認めるときは、施設の立入調査等を行うことができる。

(指定証の交付)

第5条 教育委員会は、前条の指定を行ったときは、所沢市学校給食用物資納入業者指定証(様式第3号)を交付する。

(指定の有効期間)

第6条 指定の有効期間は、当該指定の日から2年の範囲内で教育委員会が別に定める期間とする。

(指定の取消し等)

第7条 教育委員会は、指定を受けた業者(以下「指定業者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定を取り消すことができる。

(1) 法令等の規定により、業務が停止されたとき。

(2) 別に定める納入に関する必要事項が遵守されず、教育委員会による指導の後も改善が見られないとき。

(3) 第1条各号に掲げる基準を満たさなくなったとき。

(4) 申請内容に虚偽があったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が不相当と認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、所沢市学校給食物資納入業者指定取消通知書(様式第4号)により当該業者に通知する

3 第1項の規定により指定を取り消された業者は、その取消し後2年間は指定に係る申請を行うことができないものとする。

4 教育委員会は、指定業者から指定を辞退したい旨の申し出があった場合は、速やかに所沢市学校給食用物資納入業者指定辞退届(様式第5号)を提出させるものとする。

(報告事項)

第8条 指定業者は、営業内容、商号又は名称、代表者又は代表者の役職名その他著しい変更が生じた場合は速やかに報告するとともに、所沢市学校給食用物資納入業者指定変更届(様式第6号)を提出する。

(細菌検査)

第9条 指定業者は、配送業務にあたる者を含め、従業員全員の細菌検査(検便)を毎月1回行い、検便成績表を教育委員会へ提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、指定について必要な事項は教育委員会が別に定める。

学校給食用食材の原材料・製品等の保存基準

食 品 名		保存温度
牛乳		10℃以下
固形油脂		10℃以下
種実類		15℃以下
豆腐		冷蔵
魚 介 類	鮮魚介	5℃以下
	魚肉ソーセージ、魚肉ハム及び特殊包装かまぼこ	10℃以下
	冷凍魚肉練り製品	－15℃以下
食 肉 類	食肉	10℃以下
	冷凍食肉（細切りした食肉を凍結させたもので容器包装に入れたもの）	－15℃以下
	食肉製品	10℃以下
	冷凍食肉製品	－15℃以下
卵 類	殻付卵	10℃以下
	液卵	8℃以下
	凍結卵	－15℃以下
乳 製 品 類	バター	10℃以下
	チーズ	15℃以下
	クリーム	10℃以下
生鮮果実・野菜類		10℃前後
冷凍食品		－15℃以下

配送先一覧

施 設 名	住 所	電 話
第 1 学校給食センター	所沢市北野 3-33-5	04-2949-3740 (FAX 04-2949-4238)
第 2 学校給食センター	所沢市中富 1862-1	04-2942-0665 (FAX04-2943-6768)
所 沢 小学校	所沢市元町 7-37	学校 04-2922-0281 給食室 04-2928-4783
南 小学校	所沢市南住吉 18-29	学校 04-2922-3039 給食室 04-2926-8725
北 小学校	所沢市緑町 1-10-33	学校 04-2922-3404 給食室 04-2922-3427
清 進 小学校	所沢市けやき台 1-38-1	学校 04-2924-0637 給食室 04-2928-0797
明 峰 小学校	所沢市北有楽町 26-20	学校 04-2922-7591 給食室 04-2921-1055
和 田 小学校	所沢市東所沢和田 1-39	学校 04-2945-6605 給食室 04-2946-5659
柳 瀬 小学校	所沢市坂之下 964	学校 04-2944-0742 給食室 04-2944-6316
東所沢 小学校	所沢市東所沢 2-26-1	学校 04-2945-5431 給食室 04-2946-5540
小手指 小学校	所沢市小手指元町 2-29-2	学校 04-2948-2215 給食室 04-2949-0707
三ヶ島 小学校	所沢市三ヶ島 5-791-4	学校 04-2948-2729 給食室 04-2947-3026
松 井 小学校	所沢市上安松 895	学校 04-2992-2782 給食室 04-2992-2795
中 富 小学校	所沢市中富 1004-1	学校 04-2942-0008 給食室 04-2942-1155
中 央 小学校	所沢市並木 8-4	学校 04-2995-5631 給食室 04-2996-3417
富 岡 小学校	所沢市下富 647-5	学校 04-2942-0304 給食室 04-2942-2207
牛 沼 小学校	所沢市牛沼 21	学校 04-2995-3151 給食室 04-2996-6115

所沢市学校給食用物資納入業者指定申請書

年 月 日

(宛先) 所沢市教育委員会教育長

本店所在地

会 社 名

代 表 者 名

印

所沢市の学校給食に使用する物品を納入するため指定を受けたいので、所定の事項を記載の上、下記のとおり申請します。

記

事業所の所在地			
会 社 名		電 話 番 号 F A X 番 号	
代 表 者 名		業 種	
経 理 責 任 者 名		取 引 金 融 機 関 名	
営 業 責 任 者 名		資 本 金	
食品衛生責任者名		開 業 年 月	
工 場 の 所 在 地		営 業 許 可 番 号	
納 品 可 能 な 営 業 日	(○で囲んでください) 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土		
取 扱 品 目 (納 入 品)			
納入時運搬方法	(○で囲んでください) 冷凍車 ・ 冷蔵車 ・ 冷凍冷蔵車 ・ 普通車 ・ その他 ()		

工場責任者名		生産能力	
工場の電話番号		工場延面積	m ²
従業員の人数	人		
土曜日に給食がある場合、納品することは可能か	可能 ・ 不可能		
申請にあたって、次の事項を遵守できる場合は、□の欄にレ点を入れること。			
☐ 物資規格書に記載された規格及び提出見本に基づき、学校給食センター及び学校へ納入すること。また、納入物資が規格に反し、又は所定の品質を満たさない状況にある場合は、直ちに代替品を用意し、給食業務の円滑な運営に支障のないよう最善の対応を行うこと。 ☐ 衛生管理に留意し、指示された期日・時刻に指定の場所において、指定の方法により納品すること。			

記入上の注意

- 1 ボールペン又はインクではっきり記入して下さい。
- 2 会社名は略さず記入して下さい。
- 3 工場を有する場合は工場見取り図を添付して下さい。
- 4 生産能力については1日又は1か月の最大生産量を記入して下さい。
- 5 この申請書の記入にあたっては、申請時の現況を記入して下さい。

年 月 日

営 業 経 歴 書

会 社 名

代 表 者 名

創 業 後 の 沿 革		創業 年 月 日
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	

所沢市学校給食用物資納入業者指定証

NO. _____

本店所在地 _____

会 社 名 _____

所沢市学校給食用物資納入業者として下記のとおり指定します。

記

主たる取扱品名 _____

指 定 期 間 (自) 令和 年 月 日
 (至) 令和 年 月 日

備 考 指定業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことがあります。
 (1) 法令等の規定により、業務が停止されたとき。
 (2) 別に定める納入に関する必要事項が遵守されず、教育委員会による指導の後も改善が見られないとき。
 (3) 所沢市学校給食用物資納入業者指定基準各号に掲げる基準を満たさなくなったとき。
 (4) 申請内容に虚偽があったとき。
 (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が不適當と認めたとき。

年 月 日

所沢市教育委員会教育長

所沢市学校給食用物資納入業者指定取消通知書

年 月 日

様

所沢市教育委員会教育長

下記の理由により、学校給食用物資納入業者としての指定を取り消します。

記

取消理由	
取消年月日	年 月 日
備考	

所沢市学校給食用物資納入業者指定辞退届

年 月 日

(宛先) 所沢教育委員会教育長

本店所在地

会 社 名

代 表 者 名

印

下記の理由により、学校給食用物資納入業者の指定について辞退したいので届け出ます。

記

辞退理由	
辞退年月日	年 月 日
備考	

所沢市学校給食用物資納入業者指定変更届

年 月 日

(宛先) 所沢市教育委員会教育長

本店所在地
会 社 名
代 表 者 名

印

下記のとおり変更したので、届け出ます。

記

変 更 事 項	変 更 後	変 更 前	備考

〈問い合わせ先〉

〒359-8501

埼玉県所沢市並木1-1-1

所沢市役所 6階

所沢市教育委員会 保健給食課

電話 04-2998-9249

FAX 04-2998-9167